渋谷区社会福祉事業団こども園・保育園における
新型コロナウイルス感染時の登園のめやすについて

令和4年11月に厚生労働省が発出した「新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について」の通知を受け、インフルエンザの場合と同様、新型コロナウイルス感染症についても本書の提出により登園可能といたします。
下記の表を参考にして、園まで状況をお知らせいただき、登園時に書面で提出するようお願いいたします。

令和５年５月８日より新型コロナウイルス感染症の登園のめやすは、
「発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過すること」です。
ただし「無症状の感染者の場合は、検体採取日を０日目として、５日を経過すること」です。

≪ 出席停止の日数の数え方について≫

「発症した後５日を経過する」の数え方
「発症」とは、発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常などの症状が現れたことを指します。
発症した日は含まず、翌日を１日目と数え、5日目までお休みをします。

「軽快した後１日を経過する」の数え方
軽快をした日は、日数に数えず、その翌日から１日目と数えお休みをします。

発症した後５日は登園不可

	発症日	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目	８日目
〈例１〉発症日の翌日から６日目に軽快	発症	発症	発症	発症	発症	発症	軽快	軽快後1日目	登園可能
〈例２〉発症日の翌日から４日目に軽快	発症	発症	発症	発症	軽快	軽快後1日目	登園可能		
〈例3〉検査で陽性となったが無症状が続いた	検査日陽性	無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	登園可能		

※	発症当日	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目	８日目
保護者記入	発症・軽快 無症状	発症・軽快 無症状	発症・軽快 無症状	発症・軽快 無症状	発症・軽快 無症状	発症・軽快 無症状	発症・軽快 無症状	発症・軽快 無症状	発症・軽快 無症状
	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日

※保護者の方は、上記のイラストを参考に、上段の発症・軽快・無症状のいずれかに〇を付け、
下段に日付をご記入ください。

※受診日　　月　　日（　）　　月　　日　　（　）

※受診医療機関：

★基準に従い登園可能となりました。

※園児名　　**※保護者名**

※園・受者氏名　　月　　日（　）

２０２３年6月作成